

社会保障審議会児童部会国立児童自立支援施設処遇支援専門委員会の設置について

1 設置の趣旨

国立児童自立支援施設（以下「施設」という。）における被措置児童等虐待などの人権侵害等に関する調査・分析し、適切な処遇支援に関する検討を行うとともに、入所児童の権利擁護の向上を図るため、社会保障審議会児童部会の下に「国立児童自立支援施設処遇支援専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

2 構成等

- (1) 専門委員会の委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。

3 検討事項

- (1) 専門委員会における検討事項は以下のとおりとする。
 - ・施設における被措置児童等虐待等の人権侵害事案に関する調査・分析、対応策に関すること
 - ・施設における入所児童の権利擁護の向上に関すること
 - ・その他施設入所児童の適切な処遇支援の実施に関すること
- (2) 専門委員会は、特に必要があると認めるときは、施設に立ち入り、関係者に対する質問又は関係書類の閲覧等により調査を行うことができる。

4 守秘義務

委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 委員会の庶務

専門委員会の庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課において処理する。

社会保障審議会児童部会

国立児童自立支援施設処遇支援専門委員会委員名簿

氏名	所属
磯谷 文明	くれたけ法律事務所 弁護士
小木曾 宏	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科准教授
○ 関根 和夫	こどもの心のケアハウス嵐山学園施設長
星野 崇啓	埼玉県立小児医療センター 精神科医
宮島 清	日本社会事業大学専門職大学院准教授
横堀 昌子	青山学院女子短期大学子ども学科准教授

○ 委員長

(50音順 敬称略)

(平成21年12月22日現在)

開催状況

第1回 平成21年12月22日

第2回 平成22年1月12日

第3回 平成22年1月27日

第4回 平成22年2月9日